

「ゆめぷらっと 小城」の追加工事 開館後に提案



5時間にもわたる議論を交わす

工事請負契約の変更

28年2月10日に第1回臨時会が開催された。まちなか市民交流プラザ整備事業（ゆめぷらっと小城）の建築工事の工事請負費は13億9,860万円から14億2,620万円と2,760万円増額された。（電気及び機械設備については変更なし）

開館後の変更契約の議案であったため、12名の議員が質疑し、休憩を挟み約5時間の議論を交わした。



問 まちなか市民交流プラザは28年1月4日に開館したが、建築工事の変更契約は、なぜ、27年12月15日の工期内にできなかったか。

答 開館に間に合わせるため現場に集中していたので、変更契約の手続が遅れた。

問 チェック体制はどうなっていたのか。

答 チェックする側も現場を早く済ませる事に集中していたので、変更部分についての確認、チェックを怠っていた。

問 追加工事の決定をしたことへの報告はあったのか。

答 工程会議の中で変更等の調整をやってきたが、変更があることの報告を受けながらも、今後の工事を含めて増減調整をするよう指示をした。

問 市民交流プラザの事業費は20億円を超えている。建築工事だけを見ると契約額が予算額を上回っている。今回もまた、2,760万円の追加は市民の理解を得られないような議案。非常に慎重にならざるを得ない。責任をどう考えているか。

答 本来なら工期内に契約変更の提案をするべきであった。議会に対して十分な説明ができなかったことを大変申し訳なく思っている。今後、いろいろ検証し対応については議会に報告する。

問 設計変更の提言や、協議は誰が行ったか。

答 工事を進めていく中で、施工業者からの提案、市または設計事務所からの提案を検討・協議して進めてきた。

問 当初設計になかった

屋根工事の空気集熱システム設置の判断と効果は。

答 空気集熱システムは設計業者からの提案である。見積書は27年3月に提出された。このシステムの導入施設は多目的ホールである。

① 冬場は軒先から入った外気を屋根面で暖めて、熱を建物の床下に送風し、暖房負荷の低減を図る。

② 夏場については、太陽により温度が上がった中間層の熱気を外部へ放出して、施設が受ける熱負荷を低減する。

光熱水費等のライフサイクルコストは多目的ホール分の約24%が削減。CO₂は約36%の削減との提案があった。採用に当たっては、市担当、施工業者で検討を行い、維持管理コストの縮減を図る有効なシステムと判断し採用した。

実質的な削減率はこれから検証していくが、年間約50万円の削減効果を見込んでいる。

金属工事の変更は、耐

風圧性能の補強による増とあるが、鉄骨施工延長は1・58倍(265mを419mに変更)、金額は4倍以上となっている。理由は。

答 屋根の庇(ひさ)工事で、当初の設計は耐風圧性能を考慮して設計がなされていたが、高所での施工上の安全性、施工の精度の確保、耐風圧の向上等を考慮して鉄骨下地を細かく取りつけたため、鉄骨量が増加した。

問 軒先(庇)鉄骨下地補強は設計額が268万円から1,165万円と、4倍超に増加。設計する段階で、台風やいろんな危険性がわかって設計されたと思う。設計事務所として無責任ではないか。市から抗議はしたのか。

答 設計事務所だけではなく、改めてこの検証を十分する必要がある。

問 設計変更の金額が大きい屋根工事、金属工事、内装工事について、工程会議の時期と変更することとした月日は。

答 変更は施工業者、市、設計事務所の3者で継続して行った。

工程会議は毎週1回行っている。屋根工事の空気集熱システム設置の決定は、27年2月から4月にかけて協議。4月22日に設置することを決定。

金属工事の軒先鉄骨下地は工程会議で継続して協議をする中で、変更することの判断は4月21日。金属製建具工事は、サッシを手動から自動に変えたことによる増額であるが、26年10月8日に変更することを決定。

内装工事は27年6月10日に変更を判断した。

問 非常に早い段階で変更時の決定をされているが、何ら議会に報告がない。本当に不快な思いだ。産業建設常任委員会所管の事務調査を27年9月16日に行っている。その時になぜ報告できなかったか。

答 工事の変更については工程会議の中で協議

し、判断をして決定してきた。工事の額の増減調整については、その後の工事の中で契約の金額を超えない範囲で調整をしていたが、結果的に工事費が増加した。工事の変更を決定した後、変更案件があることを報告すべきであった。心よりお詫び申し上げる。

問 変更契約をしないまま工事をしたことは議会軽視も甚だしい。市の責任もあるが、施工業者、設計事務所にも責任はある。市長の責任は。

答 変更工事の増減の調整ができなかったことについては、改めて十分検証をして報告したい。その上で執行部の責任については判断すべきと考えている。

問 変更契約の議案を否決した場合、誰が責任を取るか。

答 議案の承認が得られなければ、市は増額分の工事代金を払うことができない。損害賠償請求の

判断は受注者がする。市としては払う責任はある。

反対討論

① 工期を大きく越してからの請負契約増の議案で

ある。
② 事業費が当初の予算から3倍にも膨れ上がった。
③ 公金の使い方がずさんであり、あらゆる点で議会無視が続けられたことなどを理由に反対する。

まちなか市民交流プラザ整備事業 建築工事主な変更表 (単位：円)

項目	直接工事費		増減額	変更理由
	当初設計額	変更設計額		
屋根工事	0	4,230,000	4,230,000 増	空気集熱システム設置及び屋根の一部仕様変更による増
金属工事 (軒先鉄骨下地補強)	2,682,980	11,659,320	8,976,340 増	耐風圧性能の補強による増
金属製建具工事	1,996,000	9,741,000	7,745,000 増	小城空路最上位置のサッシの機能変更による増(手動→自動)
内装工事	4,842,200	7,379,000	2,536,800 増	吸音効果を上げるため防音壁(有孔ボード)の一部仕様変更による増
その他工事	18,881,762	16,860,102	2,021,660 減	
変更契約額 (税込)			27,609,120 増	※諸経費・消費税を含んだ金額であるため、上記の計に合わない

国の交付金7,342万円 不採択

28年度3月30日に第2回臨時会が開催された。27年度一般会計補正予算(第7号)で計上していた「国の地方創生加速化交付金」を財源とした「シティプロモーション推進事業」、「小城市宣伝事業」及び「ふるさと小城市魅力発信事業」の3事業が国で不採択となったため、国庫支出金を一般財源に組み替える補正予算を可決。

問 7,342万円が不採択。理由は。

答 「地域資源を活用した魅力発信事業」として申請。事業の先駆性、自立性、官民連携の視点が不足していたと推測される。

問 これらの3事業は国の交付金を見込んで承認した。新たに申請して4月からの実施を6月に延ばせないか。

答 国は効果がないので不採択としている。一般財源とするなら最低必要な事業のみをすべきである。予算を精査、減額する考えは。

答 継続的な事業もあるのので情報発信は精査して4月から実施する。地方創生に必要なから交付金が

なくてもこの事業はする。執行は効果的、効率的に行う。

問 観光協会は市からの委託事業等を行い税金も相当納めている。市のPR、観光協会との役割分担ができないか。

答 観光協会の26年の法人税は1,524万円。観光協会は理事会の承認も必要となるが、役割分担を明確にしてやっていく。

問 この9号補正予算を否決した場合、どう取扱うか。

答 7号補正予算で歳出は残っている。財源が国庫支出金であるが、6月議会で財源を国庫支出金

から一般財源に組み替えて、繰越明許費繰越計算書での報告となる。

討論

反対

3事業が国への申請で不採択となり、その事業を何ら取捨選択することなく、全て委託事業で、総額7,342万円を一般財源とすることについて、市民感覚としても納得できないので反対する。

賛成

3事業は、小城の情報発信のための事業であり、これまでも継続的に取り組んできた。長期的に続けることで効果が出てくる。

意見書

(第1号)

奨学金制度の充実等を求める意見書 (可決)

(第2号)

国会に憲法改正の早期実現を求める意見書 (可決)

討論

(第2号)

反対 憲法改正の是非は世論調査などでは割れている。

賛成

改憲によって自衛隊のあり方を明確にすべき。

等を改正する。具体的には、現役の基本消防団員が不足する昼間の火災に対処する。市職員の管理職を含む消防団OBを対象に機能的消防団員とし、現役の基本消防団員と連携して取り組む。

(議案第28号) 「小城市道路線の廃止について」
小城市道3路線を廃止する。
1 石木交差点より西へ旧JA三里支所まで
2 石木交差点より大寺交差点まで
3 大寺交差点より三日月中学校西交差点まで

主な議案

(議案第10号)

「小城市消防団の設置等に関する条例等の一部改正」

機能別消防団員制度の導入に伴い、小城市消防団の設置等に関する条例

(議案第33号)

「小城市長及び副市長の給料を減額する条例」

「ゆめぷらっと小城」の工事請負契約の不適切な事務に関する監督責任を明らかにするため、市長・副市長の給料を10%、3カ月間減額。